

平成 23 年 7 月 11 日

内閣府消費者委員会委員長  
松本 恒雄様  
消費者庁長官  
福島 浩彦 様  
独立行政法人国民生活センター  
理事長 野々山 宏 様  
内閣府特命担当大臣（消費者担当）  
細野 豪志 様

静岡県消費者団体連盟  
会長 小林 昭子

### 国民生活センターの消費者庁への統合案の見直しについて（要請）

日頃、国民の安全安心のためにご尽力いただき、ありがとうございます。

1970年に設立された独立行政法人国民生活センターは、これまで、自治体が受け付けた消費者相談を集めて分析し、悪質商法の新たな手口を見つけたり、商品の問題点を調べて公表するなどして、被害が広がりそうだと、いち早く注意喚起し、さらなる被害の拡大防止に役立ってきました。

また、国民生活センターの情報発信がきっかけで制度が改善され、安全性が確保されるようになった例もあります。

しかし、国民生活センターの調査や注意喚起には法的な権限がなく、国や業界に対する強制力もありません。一方、消費者庁には行政処分などの強い権限がありますが、職員は他省庁からの出向者が多く、消費者問題へのノウハウが不十分なことから、統合して補完したいとの意向が強く、消費者庁との統合が検討されていると聞いています。

国民生活センターは独立性が強みであるのに、国の機関となることで、情報発信が遅れたり、トラブルを消費者目線に立ち、柔軟に解決できなくなるのではないかと懸念があります。また、法解釈が厳密になったり、他省庁との調整に時間がかかったりするようになるのではないかと心配もあります。

これらのことから、当静岡県消費者団体連盟では、次の点を要請いたします。

### 記

国民生活センターを消費者庁に統合せずに、独立の第3者機関として、これまでどおり、速やかに、柔軟にトラブルを解決し、消費者被害の未然防止に努めていただきたい。